

令和8年度 教育委員会 第2回定例会 議案

1 日 時 令和8年4月15日（水） 午後1時30分

2 場 所 教育委員会議室

3 日 程

(1) 開 会

(2) 報告事項

(3) 閉 会

第2回定例会 報告事項

番号	項 目	Page
報告 事項 1	静岡県立ふじのくに中学校 令和8年度入学者数報告	P1
配付 報告 1	監査結果に関する措置状況報告	P4

静岡県立ふじのくに中学校 令和 8 年度入学者数報告

(義務教育課)

ふじのくに中学校の令和 8 年度入学者募集結果について、次のとおり報告する。

(人)

	第 1 次募集 (A)	追加募集 (B)	入学辞退 (C)	入学者数 (A)+(B)-(C)	内編入学者数 (※ 2)
磐田本校	19	—	3 (※ 1)	16	10
三島教室	27	6	4 (※ 1)	29	4
合計	46	6	7	45	14

※ 1 入学辞退者の理由

- ・高等学校へ進学 (6 人)
- ・体調不良 (1 人)

※ 2 令和 7 年度より編入生徒の受け入れ開始

(参考)

	出願期間	面接	備考
第 1 次募集	10 月 27 日から 10 月 31 日まで	磐田本校 : 11 月 22 日 三島教室 : 11 月 13 日、19 日、26 日、27 日	—
追加募集	1 月 26 日から 1 月 30 日まで	2 月 4 日から 2 月 5 日まで	三島教室のみ実施

磐田本校で令和 8 年 4 月 6 日(月)に、三島教室で令和 8 年 4 月 8 日(水)に、入学式を実施

(参考資料)

県立ふじのくに中学校（夜間中学）の概要

(義務教育課指導班)

(要 旨)

「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」(平成28年12月制定)を受け、義務教育段階の教育を十分に受けられなかった方が学び直す「夜間中学」として、県立ふじのくに中学校を令和5年4月に開校した。

ふじのくに中学校では、生徒誰もが「学ぶ喜び」を実感できる教育の提供を目指す。

1 県立ふじのくに中学校の概要

(1) 静岡県立夜間中学(ナイト・スクール・プログラム)設置基本方針(令和3年11月策定)

区 分	内 容
設置場所	磐田本校：磐田市中泉1丁目6-16 天平のまち3階 三島教室：三島市文教町1丁目3-93 県立三島長陵高等学校6階
入学資格	静岡県在住の15歳以上で、日本人は①、外国人は①・②の両方を満たす人 ①日本や海外において9年間の普通教育を修了していない人又は実質的に受けられないまま卒業した人 ②在留カード所持者で在留資格が留学ではない人
開校手法	令和5年度は第1学年のみ。3年間で第3学年まで年次進行で開設
学級編制	静岡式35人学級編制による
学 区	全県一区
給 食	なし(ただし、校内で食事をとる時間を確保)
本人負担	授業料、教科書代、入学料は徴収しない ※教材費等は実費を本人負担

(2) 教育課程の概要

区 分	内 容
授業時間	・毎週月曜日から金曜日の午後5時25分から午後8時45分まで ・1日の授業は第1校時から第4校時まで(40分授業)
実施教科	・全教科(国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭、外国語、道徳科、総合的な学習の時間、特別活動)
特徴的な取組	生徒一人ひとりの背景や状況に応じたきめ細かな支援体制の構築 ・全ての授業に複数の教員を配置するティーム・ティーチングを実施 ・日本語能力や学習の習熟度に応じたコースを設定 ・遠隔教育を活用し、両教場の生徒と教員が連携

2 令和8年度の状況

(1) 生徒数

	第1学年	第2学年	第3学年	合計
磐田本校	6	7	23	36
三島教室	26	11	11	48
合計	32	18	34	84

※令和7年度からの原級留置生徒7人を含む

(2) 令和8年度教職員配置（令和8年3月末現在）

	校長	教頭	教諭	養護 教諭	事務 職員	非常勤 講師	スクール カウンセラー	スクール ソーシャル ワーカー
磐田本校	1		8	1	1	5	1	1
三島教室		1	8	1	1	5	1	1
合計	1	1	16	2	2	10	2	2

○生徒一人ひとりの背景や状況に応じたきめ細かな支援体制のための人員配置

- ・各教場に全教科の教員を配置
- ・全授業でティーム・ティーチングが実施可能な人員を配置
- ・スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを各教場に配置

監査結果に関する措置状況報告

(財務課)

1 概要

令和 7 年度第 3 回監査結果は以下のとおりで、指摘等事項についての改善措置状況を監査委員に報告した。

項目	監査結果	対象期間	監査方法	対象	結果内容
令和 7 年度 第 3 回	R7. 12. 9	R7. 9. 4 ～ R7. 11. 17	定期監査	30所属	指摘 1 件

2 監査結果の区分

(1) 指 摘

次に掲げる事項に該当し、その程度が著しいもの及びその他指摘すべき重大な事項

- ア 法令・条例・規則に違反している事項
- イ 収入確保に適切な措置を要する事項
- ウ 予算を目的外に支出している事項
- エ 著しく不経済な支出又は著しい損害を生じている事項
- オ 既に注意したもので是正又は改善されていない事項

(2) 注 意

指摘に掲げる事項に該当し、その程度が軽微なもの、既に指導したもので是正されていない事項及びその他特に注意すべき事項

(3) 意 見

組織及び運営の合理化や事務・事業の適正化など多様な観点から必要があると認める事項

3 指摘等一覧

(1) 令和 7 年度第 3 回 監査結果

- ア 定期監査
- <指摘：1 件>

対象機関	件 名	詳細
沼津西高校	個人情報の流出（書類の紛失）※再発	1

(別紙1：「指摘又は注意」用)

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
沼津西高等学校	令和7年12月9日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件 名 個人情報の流出（書類の紛失）※再発</p> <p>3 内 容 沼津西高等学校は、修学旅行中に生徒の個人情報が記載された資料を紛失した。</p> <p>同校には令和5年度の監査で同種の事案に対して再発防止を求めたところであるが、改善に結びついていなかった。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>令和6年12月5日（木）、修学旅行の引率中に生徒の個人情報が記載された職員用資料を紛失しました。同日午後2時頃、羽田行きの飛行機内での確認を最後に、午後6時30分頃、海老名サービスエリアに停車中のバス車内にて資料の紛失に気付きました。直ちに旅行会社を通じ航空会社へ遺失物の確認を行いましたが発見には至りませんでした。</p> <p>事後の対応として、令和6年12月7日（土）に食物アレルギーに関する情報を記載していた生徒の保護者へ電話にて謝罪及び経緯説明を行いました。また、令和6年12月9日（月）には校長が2年生生徒に対し校内放送で謝罪をし、同日午後6時過ぎに2年生保護者全員へ謝罪文書をメール送信した上で、翌10日（火）に同文書を配布しました。</p> <p>令和4年度と同様事案が発生後、本校では、個人情報の電子化及びクラウド保存をルール化し、紙媒体の持ち出しを禁止とすることを、管理職から全職員へ周知徹底を図ってまいりました。しかしながら、令和6年度のしおり作成においては、クラウド化を基本としながらも、ルールの徹底や管理職の確認が不十分であり個人情報の一部がしおりに残ってしまいました。</p> <p>緊急時の即応性や利便性を優先するあまり、定められたルールの徹底よりも現地での運用のしやすさを優先する傾向があったこと、移動中における紙媒体による資料保持に伴うリスクへの危機意識が全職員間で十分に共有されていなかったこと、行事直前の繁忙期において管理職による確認時間を十分に組み込んだ業務工程が確立されておらず、組織として確認不足が起きやすい状況を容認していたことが再発を招いた原因であると分析しています。</p> <p>令和6年12月の事案発生以降、直ちに修学旅行を含む全ての校外行事について、個人情報は電子化の上でクラウドに保存することを改めて徹底し、紙媒体への個人情報の記載を全面的に禁止しました。あわせて、資料作成にあたっては、点検時間を十分に確保できる業務工程を確立し、起案文書の決裁時に管理職が個人情報の記載の有無を確実に確認する体制としました。また、毎月の職員会議において管理職から全職員に対し、個人情報の適切な取扱いについて注意喚起を継続して行っております。</p> <p>今後につきましても、年度当初の全職員に対しての研修のみならず、職員会議や行事直前の打ち合わせ等で具体的な書類紛失のリスク事例を継続的に共有し、組織全体で高い意識を維持することにより、個人情報の適切な管理と再発防止に万全を期してまいります。</p>	